

療養の給付と直接関係ないサービスについて

当薬局においては、以下の項目について費用の徴収を行いません。

1. 在宅医療に係る交通費
2. 薬剤の容器代
3. 患者さんの希望に基づく内服薬の一包化（治療上必要性のない場合）
4. 患者さんの希望に基づく甘味剤等の添加（治療上必要性のない場合）
5. 患者さん宅への調剤した医薬品の持参料
6. 通訳料

尚、下記の項目については、保険調剤の 10 割負担に相当する額の費用の負担をお願いしています。

◆ 禁煙補助剤の調剤(治療中の疾病・負傷に対するもの以外) ◆